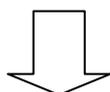


地域から見えてきた課題

計画相談支援の高位平準化

- ① 法改正による計画相談支援の開始
- ② 各指定特定及び指定障がい児相談支援事業所が作成するサービス利用計画のチェック機能
- ③ サービス利用計画の作成に伴う各関係機関の連携強化

自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成24年度から計画相談支援が始まったが、実際に各事業所が立てるサービス利用計画について、より良いものとするための機能が必要。



部会員は相談支援専門員を中心に構成し、計画相談支援について研究する。実際のサービス利用計画をもとに事例検討も行い、必要に応じて各専門分野から有識者を招集する。

検討された内容をこれからのサービス利用計画や継続サービス利用計画（モニタリング）にフィードバックするとともに、地域における各関係機関との連携強化を図る。